

平成29年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年6月15日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成29年6月15日（午前9時00分）

出席議員	1番 若宮 淳也	2番 西井 仁司	4番 岡村 広彦
	4番 岡村 広彦	5番 舟瀬 勝	6番 登 喜三雄
	7番 濱岡 裕之	9番 木本タエ子	10番 福井 秀治
	11番 八木 淳		
欠席議員	8番 牧 幸作		

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉・環境課長	岡田 美和
副 町 長	藤田 心作	水道課長	山下 弘文
総務課長	西岡 一義	産業振興課長	山下 喜市
総務課防災・IT担当課長	中西 章	建設課長	北村 晴紀
政策調整室長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
税務課長	中井 均	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	岡谷 吉浩	教育委員会事務局長	作野 和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	森井 裕	書 記	迫本 晃
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 10番 福井 秀治 議員
 2. 1番 若宮 淳也 議員
 3. 3番 溝口 周生 議員
- 日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第33号～議案第54号）
- 日程第4 採決（議案第33号～議案第54号）
- 日程第4 閉会中の継続審査の申し出について

上程議案

議案第33号 平成29年度 度会町一般会計補正予算（第1号）

- 議案第34号 平成29年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 平成29年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成29年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 平成29年度 度会町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 度会町農業委員会委員の認定農業者等の数について
- 議案第41号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第42号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第43号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第44号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第45号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第46号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第47号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第48号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第49号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第50号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第51号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第52号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第53号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第54号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（八木 淳） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成29年第2回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 皆さん、おはようございます。

10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、ふるさと納税の見直し問題について、中村町長に質問をさせていただきます。

ふるさと納税とは出身地や応援したい自治体に寄附をすると、住民税や所得税が軽くなる制度で、年収などで決まる上限以下なら自己負担は2,000円、例えば3万円の寄附で税金が2万8,000円少なくなります。都市部に集中する税収の偏りを是正し、地域活性化につなげるため、平成20年に導入されました。

寄附に対する自治体独自の返礼品を送る事業が専門サイトの開設で広まり、寄附額が激増してきております。

総務省によりますと、平成27年度には全国の寄附額は前年度に比べ4.3倍にふえ、1,653億円に上りました。

しかし、過度な返礼品競争による寄附金獲得合戦に歯どめをかけようと、総務省は去る4月1日返礼品の仕入価格を寄附額の3割以下に抑えるよう通達されました。

そして、プリペイドカードや家電製品、商品券、貴金属、宝飾品は趣旨に反するとされたところであります。

しかしながら、この通達には反発する意見や困惑する自治体も多くみられます。返礼品の活用は、地域活性化に寄与し地域経済に大きくプラス効果を上げている。ある程度、加熱ぎみでもいいのではないか。地方が盛り上がっているのを懐深く見てほしいと、寄附額好調全国2位の山形県知事が反発されておりました。

また、近くの鳥羽市、志摩市で宿泊券は商品券に当たるか否かで、両市の見解がわかれ、志摩市は商品券に当たるとして廃止、鳥羽市は返礼率を5割から3割に下げなど、一部を見直して継続しております。

また、両市に対して真珠製品が資産性の高い宝飾品に当たるとして、返礼品目から削除するよう要請されたとのことであります。

志摩市長によりますと、真珠は宝飾品ではなく、水産物で地場産業の振興のため必要であると反論されておりましたが、果たしてどうなるのでしょうか。

全国的に見れば、ふるさと納税が自治体間同士の競い合いとなっている側面もあるとして、専門家からは本来のふるさと納税の趣旨に立ち返るため、今回の総務省の要請を肯定的に受けとめている声が多いそうであります。

度会町の返礼品目59種類の中には、陶芸品とか、ウクレレが少し気にはなりますが、総務省から指摘を受けるほどのものではないと思っております。

また、度会町の返礼率につきましては、以前に4割であったと伺っております。ちなみに、全国平均も4割だそうでございます。寄附額を減らさないよう、今後への対応と見通しについて、お考えをお聞かせください。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

ただいま福井議員さんからのふるさと納税の見直しということで、御質問ございましたので、お答えをしたいと思います。

まず、当町へのふるさと寄附金の状況でございますが、平成26年度には132件、307万円でございます。平成27年度に、本格的にインターネットのふるさと納税専用サイトでの申し込みを受付をしましたところから、3,526件、4,783万円と、非常に大きく伸びまして、また、いよいよ競争が全国的に過熱をしてきたという、昨年の平成28年度につきましても、当町におきましては、若干減るものの2,136件の3,562万円となっております。

度会町のふるさと納税に係る返礼品は、5,000円以上を寄附していただいた方に、金額に応じてお贈りするということになっており、町の特産物であるお茶、米をはじめとする農産物から、宮川流域の杉を材料とする工芸品など多種多様で、入れかわりはございますけれども、議員さんおっしゃったように、約60品目の、現在でございますけど、そこから皆さんに選んでいただいているという状況でございます。

また、平成28年度におきまして、返礼品調達金額に占める種類別の割合としましては、水産物が一番多く、全体の44%、次いで、林産物が32%、意外でございますけれども、農産物が16%と続いております。

寄附額に対する返礼品の調達価格の割合というのは、30%台でございますけれども、総務省のいう3割を超える域にある返礼品も、結構ございます。

当町が提供しております返礼品は、各社事業主さんがそれぞれが知恵を絞っていただいた、非常によりすぐりのものばかりだと思っております。

新たに開発された工芸品等もあり、各社の自信のある製品をたくさんの方に知ってもらい、手に取ってもらえる格好のプロモーションの機会とも、このふるさと納税はなっておりますので、複数年にわたり同一の返礼品を希望される寄附者の方々もお見えになります。

ふるさと納税による返礼品の制度自体というのは、当町におきましても、全国に例にもれず、町内産業には非常に大きく寄与していることというのは間違いございません。

議員さんのおっしゃるとおり、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合を速やかに3割以下にするようにと、平成29年4月1日付で総務大臣から知事に技術的な助言あり、適切な対応が求められているというのが、現状でございます。

このため、当町としましては、今後、従来の返礼品も含めまして、新たにリストアップする返礼品についてではなく、寄附額に対する調達価格を3割以下に、仕入価格ですけれども、3割以下に抑えるよう努力をし検討してまいるとともに、ふるさ

と納税の趣旨に反するような、明らかに趣旨に反するような返礼品としては、総務省から直接指導のある返礼品については差し控えるということにいたしたいと思っております。

そのような方向でふるさと納税をうまく地域の特産物の直売・拡大、振興につなげていきたいと思っております。

なお、県南部の市町で組織しています「ふるさと納税南部まるごと発信事業実行委員会」がございしますが、この近隣市町との対応状況はお互いに情報交換をするなり、今後も適切に対応していく所存であります。

当町としましては、申し上げましたように、ふるさと納税制度のもつよい意味での農林水産業の振興、地域特産物の販路の拡大につながるよう、決して無理な策を講じないように、慎重にこの制度の継続と持続性を求めながら、返礼品が過剰ぎみにならないように推進していく方針であります。

当町へのふるさと納税者の多くの方々におかれましては、ふるさと出身者がふるさとを出て、ふるさとへの愛着と郷土愛から納税するという制度が本来の持つ角度でございしますが、そうではなくて、全国750以上もある小さな自治体の中で、それぞれがまちづくりを頑張っているということを理解していただき、まちづくりを応援するんだよというような意向をコメントして納税をしていただいております。お見えになりますので、そういった方々には心から、日ごろから感謝の気持ちを表したいと思っております。

また、それが、まちづくりの励みにもなっていると思います。

一次産業の低迷からの脱皮、そして、またものづくり産業の復活というのを目指し、今後、ふるさと納税を通じ、がんばれコールを送っていただいている方々に対して、まちづくりが一步一步、形で表現できるよう、少しでも期待に応えられるように、自分たちのまちは自分たちでつくっていくんだという意志をもって、今後とも町議会の皆さん方、そして商工業者の皆さん、また各業界の団体の皆さん、そして、住民の皆さんと広い意味でのそれぞれの方々から御意見とか、アドバイスもまたいただき、これをまた尊重しながら、今後ともどうか続けていきたいと思っておりますので、御支援と御協力のほどを、よろしく願いをいたしたいと思っております。答弁いたします。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） ありがとうございます。

度会町のふるさと納税は、当初寄附金とか、件数も全然、大変少なかったんですが、平成26年度からちょっと上がってまいりまして、平成27年度は3,526件、金額も4,783万円という金が集まったわけですが、平成28年度になりますと2,136件、金額が3,562万8,000円と、町長は今、少しばかりと言われましたけど、かなり減額と

なっておるのではないかなと思うんです。

それについて、この結果をどのように捉えておられるのか。お聞きしたいと思います。

また、たくさん寄附を集めるには、誰もが欲しがるお得感の強い返礼品目にあると思います。松阪市では、ふるさとのお墓の掃除、献花サービスや、あるいは空き家となった実家の見守りサービスなどの返礼品目があるそうです。産業の少ない会町でありますので、各課みんなで考えてユニークで、また効果的な返礼品目をふやしていくべきと考えますが、この件についても町長のお考えをお聞かせください。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの御指摘で、私は少しばかりと言いましたですけども、議員さんの目にはかなりと映ったんだと思います。

私は、基本的には、前にも申し上げましたけども、ふるさと納税の趣旨というのは、やはり正直申し上げて過熱ごみだということは思っております。

ただ、地域特産物、それからものづくり産業、特に、先ほど言いましたけど750からの全国を眺めても、小さな自治体ではかなり苦慮をしているという、打開策がなかなかないと、そういう中では、先ほど申し上げましたように、制度のもつよいところをとってやればいいんじゃないかと思えます。

今、言われたように空き家バンクとか、いろんなところで皆さん知恵を絞っております。これも一つの方法論であり、今後もまた検討していくことだと思いますけれども、ここまで広がってやってる市町も現実にはございますけども、当町としましては、空き家とか、先ほど言われたような形は、別の切り込み口でいろんな制度で、国からも省庁が違う段階で施策をして、もとは考えたら少子高齢化ですんで、政策は。そういった中での地域特産物、観光と産業のあり方というところで含めて、検討の余地はあると思えますが、現在としては、なるべく今の趣旨に反しないように、特にこの地域特産物、当町としましては、よその自治体と比べると、非常に残念なところもあるんですけども、品目が少ない、量が少ないというのは事実でございますので、余りにもとりわけ、先ほど慎重という言葉もございますけども、慎重にやはり返礼品も考えながら検討していくように担当課には指示をしてございますので、そんな中で、ものづくりのようなヒット商品が生まれるということも期待しながら、表裏ではいきたいと思っておりますので、今の議員さんのおっしゃられたことも参考にさせていただいて、当町としては、現在、先ほど言われましたような第2段階と、私は思っておりますけども、家電が、あるいは旅館のチケットが、商品券が非常に加熱になっています。

議員さんのおっしゃる、今度はああいう品目の種類がだめな場合やったらということで、知恵を絞るという形だと思いますけども、今、言われたような二つの案とい

うのも、一つの方法かと思いますが、そこまで度会町としては、今、考えておりませんので、これから参考意見として検討の中へ入れさせてもらって、今後もまた充実をしていくように、持続可能な返礼品でふるさと納税を進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） どうもありがとうございました。

昨年の熊本地震の被災地帯には、大変多くのふるさと納税が寄せられたそうでございます。

また、しかも返礼品は不要であるとするという人が多かったそうです。これこそがふるさと納税のあるべき姿ではないかなと、このように思います。

今後のふるさと納税の健全な発展を期待いたしまして、私の一般質問、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きまして、1番 若宮淳也議員。

《1番 若宮 淳也 議員》

○1番（若宮 淳也） 皆様、おはようございます。1番議員の若宮淳也です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

本日は、度会町にある既存の公的施設の利活用について、質問をさせていただきますと思います。

旧一之瀬小学校とふれあい広場栗山の利活用について、お伺いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

まず初めに、旧一之瀬小学校の利活用について、昭和62年3月に完成いたしました旧一之瀬小学校ですが、少子化の影響などで平成20年4月に小学校の統廃合があり、度会町の小学生は現在の度会小学校に通うことになりました。

統廃合で使われなくなった小学校を、今後どのように活用していくかということは、度会町それぞれの地域の発展にとっても、とても大切だと思います。現在、旧中川小学校は、皆さん御存知のように福祉施設となっております。そして、旧小川郷小学校におきましては、ふるさと歴史博物館として一部利用されております。

一方で、旧一之瀬小学校のグラウンドと体育館はグラウンドゴルフ、剣道などのスポーツ、サークル活動や社会体育活動で利用されております。また、度会町と南伊勢で合同の防災訓練で避難場所としても使用されました。今後は、防災上の拠点としても貴重な場所であると認識しております。

ただ、校舎自体は、いわゆる空き家状態で全く利用されていない状況が続いております。校舎を防災拠点として活用するためにも、また既存の施設としてふだんか

ら地域のために有効活用するためにも、いつでも使える状況を保っておくことが必要だと思います。

そして、防災拠点やスポーツといった視点はもちろんのことですけれども、それに加えて、今後は企業などの研修や合宿、県内外の子供たちを対象にした交流を深めるための林間学校の間としても活用できないかと考えます。そういったことができる最低限の整備も必要になってくると思います。

また、ほんの少し視点を変えアクセントを加えることで、さまざまな活用ができるのではないのでしょうか。そこで、度会町として、この旧一之瀬小学校の利活用について、どのようにお考えなのか。これからの計画や予定など、今後の利活用についての具体案があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの若宮議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、旧一之瀬小学校の利活用についてということでございます。

廃校となりました各小学校の校舎の有効活用につきましては、ちょうど遡りますと、平成19年度に、区長さん、そして、また一般公募委員さんによる委員会で協議を重ねておりまして、その当時も旧一之瀬小学校だけが一般の方から利用の申し出がないという施設で、ほかの施設とのスタートがちょっと違っておりまして、そのときに町としても、町広報紙で一般の方から利用の申し出のない施設として、平成20年4月号で報告をさせていただきました。これが始まりでございます。

その後、平成23年に、いろいろ出では消えというのがございましたんですけど、問い合わせというのは、あくまでそれはもう打診だけでありまして、委員さんのおっしゃいました、一番初めには、まず我々としては、そういう簡易宿泊所を目指して、あるいは学校の小・中学校のスポーツ、あるいは高校、大学の合同合宿、同好会の合宿、そういうところまでも考えながらきておりましたけども、平成23年に、ちょっと具体的に一之瀬の旧跡校舎を賃貸借し、障がい者のデイサービス施設等として利用したいという提案が、町外の一般の方からございました。

この提案内容につきましては、慎重に進めるべき課題があるものの、地域の活性化に必ずや寄与する計画であると判断をいたしましたので、私のほうから直接事業者の方と、誤解を受けるといけませんので、地域のほうへ出向いて説明をさせていただきましたが、残念ながら、地元の皆さんの理解を得ることができず、その実現には至りませんでした。

平成27年には旧校舎屋上への太陽光発電施設設置を、企業さんから御提案をいただきましたが、検討しまして校舎の長期にわたる利活用が決定をいまだしておらないということと、屋上の防水の課題もございましたので、お金のかかるところで、

そこまでの利活用で効果があるかということが、ちょっと判断した結果、お断りをいたしております。

それまでにも、企業等、名前は申し上げませんが、声をかけていただいたこともありましたし、また資金計画などの具体的な計画があつての相談というのも、こちらから要望いたしましても、そこまでいくと消えていくという段階で、今、思うと構想の段階だったのかなという形が多くございます。

現在のところは、町が主体となって活用するという考えは今ございませんが、大きな課題の一つでありますので、重要課題の一つと捉えておりますのは変わりございませんので、何とかうまく活用していただけたらという思いから、平成26年11月から旧一之瀬小学校の活用者を町ホームページにおいて募集をしようということになりまして、ちょっと受け身になりましたけども、これだけ範疇を広くすれば、申し出があるんじゃないかということで、それを行っておりますが、いまだ決定打をいただくような申し込みはございません。これは受け身の段階でございます。

また、その間に、この校舎が、現在、皆さん方に御審議を願っておりますが、昭和61年度に建築した校舎で、竣工後30年をもう経過してきております。屋上の庇の外壁、立ち上がり部のモルタルが剥離するという老朽化が進んでおりますので、利用の用途が定まっておりませんので、危険を排除するために、まずは最低限必要な工事費用だけを、本定例会においてお願いをして、しばらく様子を見ることといたしておるのが、現状でございます。

旧校舎をどのように利活用していくかというのは、非常に大きな重要な課題の一つでございますし、うまく活用していただけたらという思いは、いつも持っておりますし、また、今、若宮議員さんとも同じような同様の考えでおります。

ただ、一番大事なことは、地元の理解と協力を得ることができなければ、利活用できませんし、町として無理にやっちはいけないと考えております。慎重にいかなければということで、引き続き、受け身ではございますが、情報発信はもう少し工夫をしていきたいと考えておりますので、議員の皆さん方にも、いい知恵がございましたら有効活用についてお願いをしたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、宿泊施設とか、いろんなことも考えましたし、また問い合わせも非公式ですけども、水面下でも、私個人的にも学校とか、そういうところもやりましたけども、やはりまだゴールへいくまでの段階のホップステップまでいかないような状態できております。いざやろうと思うと、非常に課題が多くございます。例えば、宿舎をやろうというんで、一番初めに考えたんですけども、シャワー室をやっぱり要るんじゃないかと、最低。保健衛生上いろんなことが、そういうことになると、校長室とか、あの空き室を利用してシャワー室しようかということになると、今度は公付金を活用するか、起債措置をとりますと、そういった

措置が当時もなかなか探してもございませんので、独自の活用となります。そうすると、今度はそれをやって、費用をかけたときに多額の費用をかけて費用対効果とよくいわれますけども、その中で運営費用の問題ですと赤字を出していくということが、そのときにわかってるときに踏み切るということは、なかなかできませんので、いろんなところも、教育委員会もほか学校のところを見にいていただいていると思います、視察に。そのときもやっているとすばらしいなという思いと、非常に話題性とかいうのがございましたけども、かなり苦慮してるといえるのが多かったと思います。

議員さん方も一回視察に、確か関東の方面いってらっしゃるんですけども、あれもやっぱりよく言われるNPO、非営利活動とか、そういったちょっと漠然とした経営者といいますか。そういうのがございますので、私自身としてはやはりそういったこともしっかりと踏まえた上でいきたいなというのが、この利用のことでございますので、これから、まだ諦めておりませんので、そういったところがちょっとでも出ましたら、即極めていき、事業計画、資金計画までもっていくような形をとって、何とか一之瀬の学校を活用していきたいなという思いでございますので、よろしくそれも踏まえて、議員さん方の御協力もお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

適化法の関係やクリアしなければならない課題も多いとは思いますが、旧一之瀬小学校の校舎が利活用されず、小学校統合後、そのままになっていることは町民の皆様にとっても、地域の皆様にとっても非常にもったいないというお声も、現時点で聞こえてきております。防災の視点、スポーツの視点、そして民間企業の研修等に活用してもらったり、林間学校を誘致したり、さまざまな切り口から可能性を模索していただきたいと思いますと考えておりますので、これからもよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

ふれあい広場栗山の利活用とスポーツ振興についてです。

先ほどの質問にも関連するのですが、その旧一之瀬小学校の近くにあるふれあい広場栗山について質問させていただきます。

ふれあい広場栗山については、私から申し上げるまでもございませんが、野球やソフトボール、その他競技が楽しめるすばらしい球場であります。また、豊かな自然環境の中で町民がさまざまな形で交流できる環境にもあります。

現在、週に2回ほどスポーツ関係で利用されておりますが、これをさらに有効活用していけないかと考えます。このふれあい広場栗山でこれまで以上にスポーツの大会や試合の誘致をしていく必要があると思いますし、これからの若い人たちにと

って住みよい度会町をつくっていくためには、子供の視点もとても大切だといえます。子供たちのスポーツの大会、試合開催、そして子供たちの未来のためにスポーツ教室の開催を企画することも考えていいかなと思っております。

企業のレクリエーションなどの誘致にも力を入れて、このふれあい広場栗山を有効活用ができないだろうかと思えます。

また、先ほど質問させていただきましたように、旧一之瀬小学校を利用できるように再整備し、例えば宿泊できるようにすれば、スポーツ合宿の場や研修の場、先ほど町長もおっしゃられましたが、子供たちのキャンプや野外学習の場としての活用も可能性が広まると思えます。ふれあい広場栗山と旧一之瀬小学校をリンクする形で有効活用ができると確信しております。

そこで、度会町のスポーツ振興、子供たちのスポーツ支援といった視点も含めて、度会町の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、2番目のふれあい広場の栗山の利活用ということ、スポーツ振興の関連につきまして、お答えをしたいと思います。

御承知のように、平成7年に新林業構造改善事業によってふれあい広場栗山というのが完成し、誕生しております。そのときは、主要施設の球場を中心にして、テニスコートが2面、ゲートボール場、それに遊具が設置されて浄化槽のトイレを完備した施設となっております。

特に、球場は野球場としての本格的な施設となっております、両翼80メートルの外野全面天然芝、ナイター設備の6基というのが設置をされております。

利用状況につきましては、平成28年度に44件、それから、平成29年度6月9日の現在では、今17件の利用状況となっていると報告を受けております。

内訳としましては、議員さんおっしゃったような硬式野球チームが主な使用者で、町外の方々を中心に御利用をいただいております。

町内スポーツクラブチーム、また度会中学野球部の利用もございしますが、それぞれの専用グラウンドというのが中心になっておりますので、日常的な利用には至ってはおりません、これにつきましては。

最近では、近隣高校の部活動の利用が増加傾向にあると報告を受けております。

スポーツの振興については、ここ数年大きな大会が予定されております。高校総体三重県、国体ですか、それから東京オリンピック・パラリンピックといったものがございします。そんな中で、スポーツ活動に取り組む機運というのが、全国的に高まってきていますし、また高まっていくと思われまします。

そういう中で、ふれあい広場栗山は、野球場として必要な設備を完備はしておりますけども、いわゆる大会を開催するような多くの観客が見込めるといような、

いわゆるスポーツスタジアムというような施設につきまして、非常に観客席のキャパシティ不足のために指定球場にはなっていないというのが現状でございます。

議員さんの御指摘のように、栗山球場と、先ほど申し上げました旧一之瀬小学校をスポーツ合宿の拠点地とすることで、いろんな広がりをもって活用ができるというのは、おっしゃるとおりだと思っています。

しかしながら、旧一之瀬小学校には、先ほども申し上げましたけども宿泊のためのシャワールームとか、あるいは畳等の床の張りかえ、または栗山球場の野球だけではなくして、以外の利用のための芝の撤去をするか、あるいは維持管理というのも、いろいろ課題が残されております。お聞きしますと、野球としてはもっともな球場なんですけど、ソフトボールの練習でも何かするんでも、芝があるために余りバウンドができないということで、イレギュラーも多いのかなというような問題点も指摘をされております、現在。

ふれあい広場栗山が自然豊かな環境にあり魅力のあるスポーツ施設として、旧一之瀬小学校校舎のスポーツ合宿施設も視野に入れた有効活用というのを、これからも、そしてまた既存施設でも可能なスポーツ大会を開催していくと、これには、また一つ課題もあると思いますけども、駐車場も不足しているかなという思いも個人的にはしておりますので、多くの方々が利活用できる方策を一步一步でも考えていかなければと思っております。

また、町民の一人一人が生涯を通して、気軽にスポーツを楽しんで多様な連携・交流の輪が広がるようなスポーツ活動の場である施設の利用環境というのも整えながら。スポーツ振興につながる施策に、今後努めていきたいと思っておりますので、時間がかかると思います。特に、テニスコート、本当にもったいないと思うんですけども、全く使われておりませんし、努力をしてもなかなかいかないと、ここの宮リバーにはございますけども、あそこまでちょっとやはり利用の方々にも過去も聞いたんですけど、ちょっと遠いかなというような印象で、前にも一般質問もいただいておりますが、努力はしてみましたけども、結局はあれも閉鎖のような状態になっております。

そういったことも含めまして、今後、議会の皆さん方におかれましては、やはり知恵とアイデアというのがあれば、このグラウンド、それから旧一之瀬小学校の跡地とコラボができるような利活用というのを、よいアドバイスをいただけたらと思っておりますので、担当課とともに、これからもこの話を検討課題として進めていきたいと思っておりますので、何とぞ御支援と御協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

さまざまな課題はございますけども、今ある既存の施設や空間を最大限に利活用

することによりまして、度会町の発展や地域の発展につながると考えております。

特に、これからは先ほど町長もおっしゃられましたように、平成30年は全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイ、平成33年には第76回国民体育大会、三重とこわか国体、第21回全国障がい者スポーツ大会、三重とこわか大会も開催され、三重県内でのスポーツの大きいイベントが目白押しでございます。

伊勢志摩サミットのときのように、近隣市町で行われる多数のスポーツの練習場としての誘致も取り組む必要があるんじゃないかと思えますし、またそういったことも含め、度会町としても旧一之瀬小学校、そしてふれあい広場栗山の有効活用ができるような体制をつくり、県内外からも利用してもらえるように取り組んでいただきたいなと思えます。度会町のPRの一つとしても今後、一つの重要課題としてぜひとも考えていただきたいなと、このように思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、3番 溝口周生議員。溝口議員においては自席での発言を許します。

《3番 溝口 周生 議員》

○3番（溝口 周生） 3番議員、溝口周生でございます。どうぞ、よろしくお願ひします。自席からの質問で失礼いたします。

議長の許可を得ましたので、ただいまから通告書に従って一つ質問をさせていただきます。

今回は、国保税の県の単位化です。それについて、どのように今、話は進んでいるのかということ、こっちのほうにはずっと見えてこないものですから、どういう動きになっているのかということ、まず、お聞きしたいというのと。

やっぱりそれぞれにかなり課題もあると思うんです。もともとの話が財源が足らんということもあったと思うんですけれども、その辺から話がきとるところもありませんんで、まず、制度上、どの辺がどう変わって、我々の負担はどうなるのかということ、ちょっとわかりやすくお願いしたいんですが。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの溝口議員さんの質問でございますが、国保の県単位化ということでの、今の状況で御説明せよということが、まずだと思いますんで、大変このことにつきましては、非常に頭の痛い問題でありまして、それでまた難しい難問でございますけれども、今のところ国のほうの指導で、県の状況がこれぐらいのところだということ、まずわかりやすくやれるかわかりませんが、説明をさせていただきます。

それでは、国保財源一元化につきましては、おっしゃるように、国保のやはり財源不足というのは、もう各市町ともども出ておりますし、もうこれは今に始まった

ことではないんです。度会町も同時でございます。ただ、よそよりは少しましかなという現状でございます。

そんな中で、平成30年4月から、来年の4月です。県が29市町全体自治体の財政の運営責任主体となって、県全体で統一して実現していくという制度を、今現在検討中ということでございます。

その中で、各市町での国保の運営というのは、各市町間で非常に温度差がありといますか、実情が異なりますんで、運営自体が大変厳しい状況にある市町がほとんどでございます。

そのために、一般財源から繰出金をという形で、必要不可欠な状態の状況で運営をしている国保の市町が多いということでございます。

だから、このような現状を踏まえて、県が各市町と協議をして県民が公平な国保税また保険料の負担で、良質な医療が受けられるということを目的、それから、もう一つの目的は市町の国保の事業運営の広域化を図っていきたいということで、現在の指導と努力をしていただいております。

まず、各自治体への今後の日程スケジュールに基づきましては、我々首長向けの国保の説明会というのを、既に2回開催を終わっておりますし、あともう一回やって、年に3回ということの予定で、今、その内容を検討しているということでございます。

その結果、各市町の実情を吸収をしていただいておりますし、そして意見を大体取りまとめをしていただいております。

将来に向かって、この国保の県下一定の平準化、保険税（料）を定めて、まず納付金という形、納付金です。納付金という形で県が各市町から集めると、徴収をするということで、まず、資金の源をつくって、一本化にしていくということで徴収をしていくという形でございます。

そのために、国保会計というのも変わりますので、本年度の各市町の、皆さんに3月の議会で、まず一区切りの最終としては、そこで審議がしていただけるように、県とともに、お互いに市町も協力して協議をしながら積極的に推進していただいているというのが現状でございます。

また、当町は、当町に関しましてですけれども、非常に元気なお年寄り、それからお医者さんにかかる回数が、非常に少ない方が多く、医療費の水準が低いために国保税の平準化を目指していくという均一の過程の中でも、立場上、各市町に比べれば、うちは一本化、一元化といたしますか。そういう一体化になりますと不利な状況になるのではないかと懸念は、これはもう私だけではなくして、議員さん、あるいは町民の方々からも意見もいただいておりますし、非常に住民の皆さん方もそういったことを思っておられる方が多いというのが事実でございます。ここに一

つの課題もございます。

また、現段階で29市町が国保の広域化を目指して、その熱意と意欲というのは、意思が一致しているというのが、今現状でございます。もうこれしかないかななどということで、当町もその方向におきましては、同じような各市町と一緒にの思いで、意思で実現化を目指しております。

そんな状況の中で、リーダーシップをとっていただいている県のほうには、国保の広域化の共有認識を十分踏まえていただいて、小さな自治体としての立場上、地域としての実情を説明をして、少しでも県にそれを伝えて、今後の協議の中に取り入れていただくということを願って努力をしてまいりたいし、今、その努力もしておる最中でございます。

また、この納付金と先ほど言いましたけど、この制度がスタートをすると、まず3年間は各市町の一定の基準に基づく納付金の徴収によって運営をされていきます。すぐに確立というところまではいかないと思います。

それから、それを一区切りとして、見直しを3年後に行うということになっております。

また、この制度のもとに、今度はもう3年の6年間の間、国の支援のもとに継続をしていくという制度になっておりますので、この6年間で各市町の、先ほど言いました実情が異なるとか、いろいろな医療の平準化に伴うところへ到達して、安全・安心で医療を受けられるというところへいくまでには、まだまだ各市町の不均一な課題を解消していくもんだと理解をしております。これは私どもの見解でございます。

そのためには、当町とほかの一部の市町、度会町だけが不利ということではございません。その中でこの制度によって負担増になるということが、十分に考えられますので、制度改革を行うに当たっては、平成30年4月から6年間は、国から、県からの財政支援による、いわゆるよくいう激変緩和策として、激変緩和の補填を行うということを、今後検討していきながら、その方向で実現されようとしております。

度会町だけはこうですということをいっても、29市町の中で、先ほど言いましたように意思統一でやらないと一般財源への食い込みというのは、もう明らかでございますので、そういった中で不均衡をなるべく是正していくようにして、お互いに地域、また三重県で助け合いをしていくということを基本にしないと、なかなか国保税は各市町やっけていても、国保税を溝口議員さんがよく言われる負担がかかっていくとか、そういったことになります。ならば、市町が負担したらええかといえば、簡単に解決するんですけども、それはやっぱりいろんな一般財源の用途がございますので、その中で一つの仕組みとして、うまく国保制度が当町にもふさわしくなっ

ていけばいいなという努力をしなくてはならないと思っています。

そんな中で、この6年間で県のほうは医療費の、いわゆる激変緩和策はとりますということで、内容的にはその財源の枠というのがございます。絶対的なものではないとは思いますが、そういったことを約束ではないですけども、スタートにしたいということでございますので、信じるしかないかなと思っています。

そんな中で、この6年間のうち医療費の適正化による、医療費が随分かかっておりますので、そういったことを各市町が積極的に努力をして、こういったことを、今後、この6年間に努力をしたということがわかりましたら、県はその市町に対して積極的な支援を行って、平成29年度までに、また医療適正化に取り組んだ、そういった市町の努力とともに反映できる支援の仕組みを構築したいという説明も受けています。ただ不透明な部分も大変ございますのは、事実です。

そういったことで、今後、県の現状の説明だけでなく、説明どおりに実現化を検討していただいて、平成30年4月国保広域化のスタートを切るということは避けられませんので、当町もその対応をしてまいりたいと考えております。

この制度は、先ほども申し上げておりますように、確固とした見通しというのは、非常に不透明な部分が多いと、個人的に思っておりますので、やってみないことにはわからない課題というのにもたくさんございます。そんな中で、恐らく国も、県も3年、6年というような一区切りを設けたんだと思いますけども、県民の国保の財政運営が、国保の一定平準化となって、皆さん方が安心して、溝口議員さんがよく言われているような安心・安全で暮らせる良質な医療と、日常生活を快適に暮らせることが実現できることを願いながら、推進していければと考えております。

また、なお、溝口議員さんが提案される国に対しての半減した国庫の負担金を倍加するような意見書を提出することとか、あるいは町の、これは当町の問題ですけども、国保の財政への繰入金金の増加とか、あるいは町独自の保険税の減免規定の創設ということにつきましては、平成30年度のこの国保広域化以降に、他市町の状況を把握した上で検討していきたいと。そして、またうちの財源を勘案しながら考えていきたいと思っております。とにかく平成30年4月には納付金制度をもとにして、もう踏み切られるということは事実でございますので、あとはそういったことの中で、溝口議員さんがおっしゃられる、よく言われる所得の低い方への特別な措置ということは、やっぱり県だけでは広いんでございますので、それぞれの市町が検討に値することの一つだと、課題だと思っております。

そんなことで、非常に理解していただくには難しい分野の政策課題の国保でございますが、今後とも、議員の皆さんをはじめ、住民の皆さんの御協力と御支援をいただきながら、頑張っていって、なるべくこの制度ができて負担が少ないような政策をとっていきたいと思っておりますが、まずは1回やってみないとわからん

というのが、正直なところでございます。

わかりやすくいったつもりでございますが、もっと指数とか、いろんな言葉ございまして、医療費が安くて0.7とか、そういうんはございますが、これはもう内部での協議とさせていただきますので、住民の皆さんにもわかりづらいと思いますんで、私の今、いったようなところがポイントとしては三つぐらいが、激変緩和策の対応というのが、非常に問題になるのかなと思っています。スタンドプレーで度会町がというわけにもいきませんし、もう医療費の指数という言葉ございますけども、ここを基準にして納付金を徴収するんですけども、これ自体を見ますと度会町は、本当に指数的にはよその同じように負担を増す人よりも、まだ一区切りもっと不利になるのかなという思いもございまして、そういったことももうこの間の説明のときにはさせていただいて、県のほうへも十分に踏まえて協議してくれということもお願いをしております。

今のところは、以上でございます。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） ありがとうございます。

やっぱり病院関係の整備といたって、度会町には大きな病院はないんですし、やっぱりそういう面では物すごく不利な部分が多いです。そこで料金だけ一方的に上げられても、我々としては困るわけなんで、やっぱりそのところはしっかり町長に頑張ってもらって、一生懸命伝えてもらいたいと思いますし、どうしてもやっぱり今ほとんど半数近くの自治体が一般会計から繰り入れをして、運営をしているというような状況の中で、まだ度会町は健全というんか、住民が我慢強いのかというところだと思うんですけども、何とか繰り入れなしでやっていけるというところは、やっぱりここは本当に守っていただきたいというのが素直な願いなんですけども、できたらもう一般会計から繰り入れでもして、本当に払う意思がある人まで払えないというような保険だけはやめていただきたいなと思うんです。

それとやっぱりどうしても滞納も増えてくるでしょうし、そういうところでは簡単に短期証を発行しないとか、そういう思いやりというのを、ぜひしっかり持って進めていただきたいなと思うんです。その点は、まだこれから進んでいくことでしょうし、ぜひ町長にはお願いしたいところでありまして。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 溝口議員さんのおっしゃるように、大きな病院がうちはないということ。これはもう住民の方も御承知で、私もいろいろ意見も聞いてるんです。

国保税は、私になってから皆さんにお願いして、非常に苦慮な政策でございますが、議員さんらの御協力ですべて2回アップをしております。国保税というのは、やっぱり適正な運用という言葉がございまして、これから適正な運用の中には、先ほ

ど言いましたように県が取り組んだところにはといたしますけど、今までも適正な状態で取り組んでおるのが度会町やと思っていますんで、そういったことも、この間ももうほとんどみな言われましたけど、もう短い中でのバックでございますので、平成30年4月ですんで、恐らく皆さんの3月議会に上がってきたときには、ほぼ大体この線でいくんやないかということになりますんで、いろんなことももうほとんど申し上げております。

その中で、町長が頑張れとはいいますが、やっぱり頑張れの裏には、29市町県全体も考えた上でのこともやらないけませんので、また、議員さんのおっしゃったように、個別的な対応ということになると、制度がやっぱりある程度固まってきてから、そういったことを今言われたように、度会町はおかげさんでといいますか、先ほどいった一般のそれが少ないといいますか、やっていないというようなことございますけども、これは医療費の伸びも、現場のほうの担当課からも昨年は医療費はなぜかちょっと要因はわからんけども少なくなってるというような話も聞いてますけど、これが継続して少なくなるかということとは言えませんし、また平均的な医療費を出す場合でも、聞いていますと、やはり一人の方がかなりの大きな重病になられてやった場合ですと、うちのようなところは被保険者数が少ない自治体でございますので、大体2,000どれだけですんで、やっぱりアップになって、余りそういう平均の値というのは参考にならないところもあるということで、そういったことも恐らく県も理解はしてもらってると思いますんで、そういったいろんなことございますが、うちの中で負担を考えるということになれば、もう個別対応だと思います。

今のようなやり方でいくと、恐らく私が言いましたような不透明な部分を残しながらの発車で、悪い意味ではなくして、踏切発車的なところもあるんじゃないかと思っていますんで、その埋められるところは、先ほどの激変緩和の中でやりますけども、どうしても国・県というのは、現存の財政枠の中での財政支援を考えますので、私ところもうだめですよ、えらくなりました。だめですと国や県がいうときには、もう他力本願でございまして、何とかしてくれといっても、なかなかできないと。だから、それは議員さんのおっしゃったような最終的にどうしてもということになれば、非常に国のほうに対しての国庫の負担のもっと補助率を上げてほしいとか、補助金をいただきたいというようなことになろうかと思っておりますし、また各論的には個別で申し上げたような結果で、うちが何とか財源の中で考えていくというようなことも必要になってくるんじゃないかと思っています。

今の国保税の制度の中では、大体何が2割というので四つをもとにして、所得割、均等割ですか。そういったことの中で2割、5割、7割の軽減というんで、溝口議員さんが日ごろからおっしゃるような所得の少ない方への軽減措置は十分ではない

ですけどとっている方向であります。特に、1,900ぐらいの世帯数を考えた場合です。恐らく590世帯ぐらいは2割から7割の軽減の対象に入っていると、所得制限の中に入っていると思いますので、そのことも踏まえながら、財政も考えて、これからの県のまとめを見て取り組んでいきたいと思っております。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） どうもありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、溝口周生議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

（9時58分休憩）

（10時10分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 登 喜三雄議員。

○予算決算常任委員長（登 喜三雄） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第33号 平成29年度度会町一般会計補正予算（第1号）について、教育長並びに関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 溝口 周生議員。溝口議員においては自席からの報告をお願いいたします。

○総務住民常任委員長（溝口 周生） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第34号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第35号 平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）、議案第38号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第39号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、以上、5議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 舟瀬 勝議員。

○産業教育常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第37号 平成29年度度会町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第40号 度会町農業委員会委員の認定農業者等の数について、以上、2議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第37号については、原案どおり可決すべきものと決し、議案第40号については、原案に同意すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第33号～議案第54号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第33号から議案第54号についてを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第33号から議案第54号までの討論を打ち切りたい

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第33号～議案第54号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第33号から議案第54号についてを採決いたします。

議案第33号 平成29年度度会町一般会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第34号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第35号 平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第37号 平成29年度度会町水道事業会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第38号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第39号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第40号 度会町農業委員会委員の認定農業者等の数についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第40号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第41号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第41号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第42号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第42号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第43号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第43号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第44号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第44号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第45号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第45号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第46号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第46号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第47号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第47号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第48号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第48号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第49号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第49号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第50号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第50号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第51号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第51号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第52号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第52号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第53号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第53号は原案に同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第54号 度会町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第54号は原案に同意することに決定いたしました。

以上、議案第33号から議案第54号までの22議案は全て原案どおり可決・同意いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第2回度会町議会定例会を閉会いたします。

（10時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員